

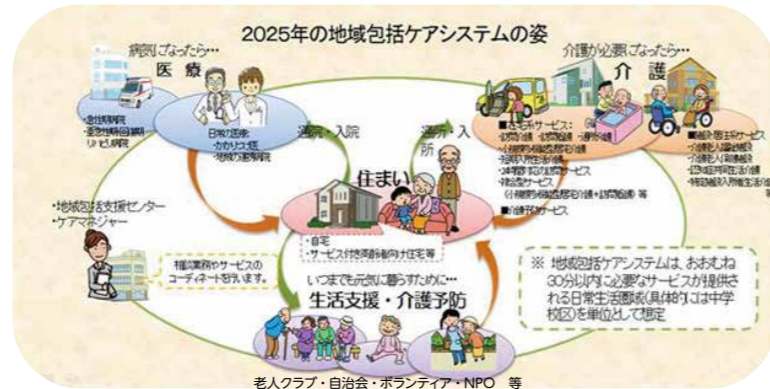
白石市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3年を周期として一体的に定めるものとされており、今回、令和3年度から令和5年度までの第8期計画を策定しました。

☎長寿課 ☎22-1361
地域包括支援センター ☎22-1466

●白石市の将来像（地域包括ケアシステム）

「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようになります。



●介護サービス費の推移

単位：千円

	平成30年度実績額	令和元年度実績額	令和2年度見込額	令和3年度見込額	令和4年度見込額	令和5年度見込額
在宅サービス	1,279,454	1,273,593	1,368,898	1,481,439	1,520,870	1,545,088
居住系サービス	290,333	299,621	316,763	315,118	315,294	315,294
施設サービス	1,258,803	1,357,851	1,479,182	1,451,739	1,452,545	1,452,545
地域支援事業費	203,839	205,088	225,653	225,220	227,608	229,591

●令和3～5年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が変わります

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.3	1,680円	20,100円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越え120万円以下の方	基準額×0.5	2,800円	33,600円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.7	3,920円	47,000円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	5,040円	60,400円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	5,600円	67,200円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	6,720円	80,600円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	7,280円	87,300円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	8,400円	100,800円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7	9,520円	114,200円

介護保険サービスにかかる費用は、半分が公費、残りの半分は皆さんが納める保険料を財源としています。

65歳以上の第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%、40～64歳までの第2号被保険者の負担は27%です。65歳以上の方が納める保険料は左の表のとおりで、「基準額」をもとに、所得や課税状況に応じて段階的に設定しています。

保険料の大幅な引き上げを抑えるため、市で保有している基金を充て、基準額で第7期と比べて月額で200円、年額で2,400円の引き上げとなります。

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険と一緒に納付します。

※7月上旬に令和3年度の介護保険料決定通知書を税務課から送付します。

☎税務課 ☎22-1313

お互いの自分らしさを認め合い、支え合いながら、いつまでも暮らし続けられるまち

本計画の基本理念は、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、高齢者一人一人が自身の健康を維持しつつ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実、向上を目指します。

目標1 生きがいづくりと社会参加、地域での支え合いの促進

高齢者が健康で生きがいを持っていきいきとした生活を送ることができるように、社会参加の支援および基盤整備を推進します。また、人と人がつながることで、助け合い・支え合いが生まれ、高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進を図ります。

- ・生きがいデイサービス事業（ほっとくらぶ）
- ・老人福祉センター利用助成事業
- ・市民バス、乗合タクシーの運行
- ・高齢者バス乗車証等交付事業
- ・高齢者スポーツの推進・普及事業
- ・地域コミュニティ活動のための人材育成 など

目標2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康づくりの普及啓発、健康運動教室などの機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組む仕組みづくりを進めていきます。さらに、要介護状態になっても生きがいや役割を持ち生活できる地域づくりを目指します。

- ・認知症予防の推進
- ・住民主体の通いの場の創出
- ・要支援認定者および給付対象者への支援
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業 など

目標3 地域包括ケアの充実・推進

地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域包括支援センターの体制充実を図ります。また、高齢者が自立した生活の支援の充実や在宅医療・介護の連携を推進するほか、地域住民が可能な範囲で支え合い協働できる「地域共生社会」の実現を目指します。

- ・総合相談業務の充実
- ・権利擁護業務の充実
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実
- ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 など

目標4 安心して暮らせるためのまちづくりの推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症高齢者の早期発見・診断体制の充実や医療と福祉・介護の連携強化を図ります。また、住民が認知症をわが事として参画するまちを目指します。

- ・認知症サポーターの養成と活用
- ・認知症初期集中支援推進事業
- ・高齢者虐待防止ネットワークの充実
- ・配食サービス事業
- ・高齢者タクシー利用助成事業
- ・居宅介護支援事業者等支援事業費補助事業 など

目標5 介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要な状態となっても、それぞれのニーズにあった適切なサービスを選択できるようなサービスの見込量に応じて計画的に介護保険サービスを整備します。

- ・介護給付等費用適正化事業の実施
- ・地域密着型サービス事業者などに対する指導
- ・サービス提供体制の整備の推進
- ・相談窓口の強化 など